38	意図的に保有している他の金融機関等のその他Tier１資本調達手段の額				
39	少数出資金融機関等のその他Tier１資本調達手段の額				
40	その他金融機関等のその他Tier１資本調達手段の額				
	経過措置によりその他Tier１資本に係る調整項目の額に算入されるものの額の合計額				
	…… （その内訳を記載）				
	……				
42	Tier２資本不足額				
43	その他Tier１資本に係る調整項目の額 (ホ)				
その他Tier１資本					
44	その他Tier１資本の額 ((ニ)－(ホ)) (ヘ)				
Tier１資本					
45	Tier１資本の額 ((ハ)＋(ヘ)) (ト)				
Tier２資本に係る基礎項目 (4)					
46	Tier２資本調達手段に係る会員勘定の額及びその内訳				
	Tier２資本調達手段に係る新株予約権の額				
	Tier２資本調達手段に係る負債の額				
	特別目的会社等の発行するTier２資本調達手段の額				
48－49	Tier２資本に係る調整後少数株主持分等の額				
47＋49	適格旧Tier２資本調達手段の額のうちTier２資本に係る基礎項目の額に含まれる額				
47	うち、農林中央金庫及び農林中央金庫の特別目的会社等の発行する資本調達手段の額				
49	うち、農林中央金庫の連結子法人等（農林中央金庫の特別目的会社等を除く。）の発行する資本調達手段の額				
50	一般貸倒引当金Tier２算入額及び適格引当金Tier２算入額の合計額				
50a	うち、一般貸倒引当金Tier２算入額				
50b	うち、適格引当金Tier２算入額				
	経過措置によりTier２資本に係る基礎項目の額に算入されるものの額の合計額				
	…… （その内訳を記載）				
	……				
51	Tier２資本に係る基礎項目の額 (チ)				
Tier２資本に係る調整項目					
52	自己保有Tier２資本調達手段の額				
53	意図的に保有している他の金融機関等のTier２資本調達手段の額				
54	少数出資金融機関等のTier２資本調達手段の額				
55	その他金融機関等のTier２資本調達手段の額				
	経過措置によりTier２資本に係る調整項目の額に算入されるものの額の合計額				
	…… （その内訳を記載）				
	……				
57	Tier２資本に係る調整項目の額 (リ)				
Tier２資本					
58	Tier２資本の額 ((チ)－(リ)) (ヌ)				
総自己資本					
59	総自己資本の額 ((ト)＋(ヌ)) (ル)				